

上尾市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和6年8月14日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	代	田	龍	乗
上尾市監査委員	小	林	淳	子

上 尾 市 長 畠 山 稔 様
上尾市議会議長 田 中 一 崇 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫
上尾市監査委員 代 田 龍 乗
上尾市監査委員 小 林 淳 子

令和6年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書について（提出）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を執行したので、
同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 準拠基準

上尾市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査対象

(1) 指定管理者 あげお文化創造パートナーズ
代表企業 株式会社 埼玉新聞社
構成企業 株式会社 サイオー

[対象施設] 上尾市文化センター

(2) 所管部局 市民生活部市民協働推進課

4 監査期間

令和6年5月20日（月）から令和6年6月28日（金）まで

5 監査の範囲

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

令和5年度公の施設の指定管理料

文化センター管理運営委託料 121,352,000 円

6 監査の方法

次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合するとともに、関係者から説明を聴取し監査を実施した。

(1) 着眼点

○あげお文化創造パートナーズ（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整理及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- キ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ク 自主事業は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- ケ 共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。

○上尾市市民生活部市民協働推進課（所管部局関係）

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- オ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- カ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 調査書類等

- ア 事業計画書及び事業報告書（令和5年度）
- イ 協定書（基本協定書、年度協定書）
- ウ 証票（領収書、請求書等）
- エ 通帳
- オ 職員の給与・勤務状況等に関する書類
- カ 備品台帳
- キ 利用者アンケート等に関する書類
- ク 施設管理業務に関する書類
- ケ その他

7 指定管理の状況

(1) 指定管理者の概要

受託者 あげお文化創造パートナーズ

ア 代表企業 株式会社 埼玉新聞社

埼玉県さいたま市北区吉野町 2-282-3

昭和 19 年に社団法人埼玉新聞として設立され、昭和 30 年に株式会社埼玉新聞社となる。日刊一般紙埼玉新聞の発行のほか、各種広告の企画・制作、各種イベントの主催、施設の運営・管理業務などを行う。

イ 構成企業 株式会社 サイオー

埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-12-4

昭和 45 年に機械警備会社として創業し、総合ビル管理業務や劇場ホール施設の舞台技術管理業務等を扱う。埼玉県立武道館や桶川市民ホールをはじめ、文化・スポーツ施設の管理運営を受託。

(2) 指定管理の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理業務の範囲

ア 管理物件の維持管理に関する業務

イ 管理物件の利用手続に関する業務

ウ 管理物件の利用に伴う利用者へのサービス

エ 利用料金の徴収事務

オ その他文化センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する業務

カ アからオに掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要と認める業務

(4) 対象施設の概要

ア 設置目的

市民の教養及び文化の向上に寄与し、並びに福祉の増進を図る。

イ 施設概要

名 称 上尾市文化センター

所 在 地 上尾市二ツ宮 750 番地

面 積	敷地面積	14,706.99 m ²	建築面積	5,022.04 m ²
	建物延床面積	9,149.34 m ²		

建 物 構 造 鉄筋コンクリート造 地上6階建て

開館年月日 昭和47年1月21日

主 な 施 設 大ホール（1,050席）、小ホール（166席）、多目的室、集会室、楽屋、リハーサル室、展示場

利 用 時 間 午前9時から午後9時

休 業 日 12月28日から翌年の1月4日まで

ウ 人員体制

正社員2名、契約社員2名、嘱託職員8名、パート7名

9 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

なお、公の施設の適正な管理に資するため、次のとおり意見を付す。

事業報告書における業務に係る経理の状況について、一部の経費の内訳が明瞭ではないことから、指定管理者においては、当該経費の内訳を細分化して管理し、所管課においては、事業報告書の内容を精査し収支状況の正確性を確認するよう努められたい。

また、文化センター内の公民館や軽喫茶における各種設備の管理や修繕について、指定管理者が受け持つ範囲が曖昧であることから、当該設備の管理等における市と指定管理者の役割分担について整理されたい。